

令和8年度

第1回 日南市都市計画審議会議案

■日 時 令和8年9月24日(木)
午後 2時～

■場 所 日南市役所
別館2階 会議室4

会 次 第

1. 開会

2. 委嘱状交付

3. 市長あいさつ

4. 会長選出

5. 意見聴取依頼

6. 会長職務代理者選出

7. 会議録署名委員の指名

8. 議事

議案第1号 日南市立地適正化計画(案)

9. その他

報告 日南市都市計画道路見直し方針について

10. 閉会

目 次

1. 意見聴取依頼	P 1
2. 議 案	
議案第 1 号 日南市立地適正化計画	別冊
3. 報 告 日南市都市計画道路見直し方針	別冊
4. 日南市都市計画審議会委員名簿	P 2
5. 日南市都市計画審議会条例	P 3
6. 日南市都市計画審議会運営規則	P 5

日 未 来 第 530 号

令和 8 年 9 月 2 4 日

日南市都市計画審議会
会長 様

日南市長 高橋 透
(公印省略)

意見聴取について（依頼）

このことについて、都市再生特別措置法第 8 1 条 2 2 項の規定による、下記事項について日南市都市計画審議会条例第 2 条第 2 号の規定により、別添の原案に対する貴審議会の意見を求めます。

記

1 日南市立地適正化計画（案）

日南市都市計画審議会委員

(令和8年7月15日 現在)

選任事項	役 職 名	委員氏名	任 期
学識経験のある者 4名以内	日南商工会議所会頭	日高 章太郎	令和8年4月1日 ～ 令和12年3月31日
	南郷町商工会長	竹井 俊彦	
	宮崎大学 講師	尾野 薫	
市議会の議員 8名以内	日南市議会議員	鈴木 かずえ	
	〃	中尾 貞美	
	〃	山田 一	
県の職員 3名以内	日南警察署長	山崎 陽一	
	日南土木事務所長	猪股 栄進	
	油津港湾事務所長	脇田 俊也	
関係行政機関の職員 2名以内	国土交通省 宮崎河川国道事務所長	内田 豪士	
	日南市農業委員会長	平賀 祐史	
市内に居住する者 2名以内	協働のまちづくり推進委員会	二瓶 宇央	
19名以内		計 12 名	

○日南市都市計画審議会条例

平成21年3月30日条例第214号

改正

平成25年12月24日条例第44号
平成28年3月28日条例第4号
平成29年12月18日条例第30号
令和3年12月17日条例第33号
令和4年12月16日条例第30号

日南市都市計画審議会条例

（設置）

第1条 都市計画行政の円滑な運営を図るため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第77条の2第1項の規定に基づき、日南市都市計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- （1）市が定める都市計画に関すること。
- （2）都市計画について市が提出する意見に関すること。
- （3）その他市長が都市計画について必要と認める事項に関すること。

（組織）

第3条 審議会は、委員19人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者について市長が委嘱する。

- （1）学識経験のある者 4人以内
- （2）市議会の議員 8人以内
- （3）県の職員 3人以内
- （4）関係行政機関の職員 2人以内
- （5）前各号に定めるもののほか、市内に居住する者 2人以内

3 委員の任期は、4年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

（臨時委員）

第4条 審議会に特別の事項を調査審議させるため、必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が委嘱する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

（会長）

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

（会議）

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員及び議案に係るのある臨時委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員及び議案に係るのある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第7条 審議会の庶務は、総合政策部未来創生課において処理する。

（委任）

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成21年3月30日から施行する。

附 則（平成25年12月24日条例第44号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月28日条例第4号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年12月18日条例第30号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和3年12月17日条例第33号）

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年12月16日条例第30号）
この条例は、令和5年4月1日から施行する。

○日南市都市計画審議会運営規則

平成21年3月30日規則第164号

改正

令和4年2月4日規則第2号

日南市都市計画審議会運営規則

（目的）

第1条 この規則は、日南市都市計画審議会条例（平成21年日南市条例第214号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、日南市都市計画審議会（以下「審議会」という。）の運営について、必要な事項を定めるものとする。

（会議の招集）

第2条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要と認めたとき、又は総委員の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して、請求があったときに招集する。

2 会長は、会議を招集しようとするときは、委員及び条例第4条の規定により委嘱され、又は任命された臨時委員（以下「臨時委員」という。）に対し、会議の目的たる事項、内容、日時及び場所を示して、開会の日の3日前までに文書をもって通知しなければならない。

3 会長は、やむを得ない事情により会議の招集が困難な場合、書面等により会議を開催することができる。

（欠席）

第3条 委員及び臨時委員は、特別の事情により会議に出席できないときは、あらかじめその旨を会長に申し出なければならない。

（委員及び臨時委員以外の出席）

第4条 会長は、必要と認めるときは、委員及び臨時委員以外の者を会議に出席させて意見を述べさせることができる。

（特定事項についての調査）

第5条 会長は、特定の事項を調査させるため必要と認めるときは、会長の指名する委員及び臨時委員に調査させることができる。

（会議の公開）

第6条 会議は、原則として公開とし、審議内容に日南市情報公開条例（平成21年日南市条例第17号）に規定する不開示情報が含まれるときは、非公開とする。

（発言）

第7条 発言しようとする委員（臨時委員を含む。以下同じ。）は、議長の許可を受けなければならない。

2 発言は、議題外にわたることはできない。

（退席）

第8条 委員は、会議の途中で退席しようとするときは、その旨を告げて議長の承認を受けなければならない。

（議案の説明）

第9条 議長は、必要があると認めるときは、市長又は関係職員に議案の説明又は意見及び報告を求めることができる。

（採決の宣言）

第10条 議長は、採決しようとするときは、その旨を宣言する。

（採決）

第11条 議案の採決は、挙手により決する。

（会議録の作成）

第12条 議長は、会議終了後速やかに次に掲げる事項を記載した会議録を作成しなければならない。

（1）出席した委員の氏名

（2）会議に参加した市長又は市職員の氏名

（3）開会、閉会等の年月日

（4）会議の概要

（5）その他議長が必要と認めた事項

2 会議録は、会長が指名した2人以上の委員が署名し、会長が保管する。

（補則）

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、平成21年3月30日から施行する。

附 則（令和4年2月4日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の日南市都市計画審議会運営規則の規定は、令和4年1月4日から適用する。
